○**文部科学省告示第百十八号**

次の表の上欄に掲げる重要文化財の名称を、同表下欄の名称に改める。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（**彫刻の部**）

上欄		下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造十一面観音立像（所在本堂）　一軀	明治四十二年内務省告示第百十六号	木造十一面観音立像　一軀	宗教法人當麻寺	奈良県葛城市當麻一二六三

○**文部科学省告示第百十九号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十九条第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財の指定を解除したので、同法第二十九条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（**彫刻の部**）

名称及び員数	指定告示	所有者	所有者の住所
木造一遍上人立像　一軀	明治三十四年内務省告示第二十号	宗教法人宝厳寺	愛媛県松山市道後湯月町五―四

○**文化庁告示第三十九号**

次の表に掲げる物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定による認定を取り消す。

平成二十六年八月二十一日

文化庁長官　青柳　正規

（**工芸の部**）

名称及び員数	認定告示	所有者	所有者の住所
大太刀銘　末貞　一口	昭和十二年文部省告示第三百六号	株式会社日本刀剣	東京都港区虎ノ門三―八―一
青白磁七角蓮花形香爐　一箇	昭和十七年文部省告示第四百九十九号	瀬津吉平	東京都世田谷区駒沢二―二〇―一二

○**文化庁告示第四十号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として常陸太田市を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月二十一日

文化庁長官　青柳　正規

（**彫刻の部**）

名称及び員数	指定告示	所有者	所有者の住所
鉄造阿弥陀如来立像　西念、良覚作　背面に弘長四年四月、大大工権守入道西念、大仏師日向房良覚等の陽鋳銘がある　一軀	平成二十六年文部科学省告示第百五号	中染町	茨城県常陸太田市中染町二三